



討議資料

県議会報告

2017年01月

質問 ① 愛宕山 愛宕山法面工事について
 周辺は法面では、住民説明もなく、緑の山肌が削り取られコンクリートで固められています。その工事の概要や目的、県の対応を教えてください。



平成28年11月定例会は11月30日から12月16日まで開かれ、補正予算案など24議案の審議をしました。

今議会での一般質問は16名、私は23回目の質問を12月8日に行いました。多くの支援者に傍聴席から見守られるなか壇上に立ちました。

議長不在の定例会 2面トピック参照

大規模な自然破壊に 県は特段の対応せず

② 法面工事の範囲に、「急傾斜地崩壊危険区域」は含まれていますか。指定地域で樹木の伐採などを行う場合には知事の許可が必要ですが、国は許可を受けていますか。

② 事故原因もよくわからず、対策も十分でないのでは、とても納得できません。住民の理解が進むまで、F-35Bの

F-35Bの岩国配備について 構造的欠陥による 事故の可能性あり、 配備の延期を

質問

① F-35Bの火災事故の原因はワイヤーを束ねるブラケット（支柱具）の破損とするだけで、具体的な説明がなく構造的欠陥の可能性も否定できません。疑問点を国に照会すべきです。

答弁

① 事故原因と再発防止策に関する米側の報告と政府の見解が示されたので、県としては、一定の理解をし得るものと考えています。

配備の延期を求めます。

② 今後、地元市町や県議会の意見を聞いて、適切に判断します。



② 工場の範囲に急傾斜地崩壊危険区域に該当するものが1箇所あり、県が施

求める考えはありません。

のコメント

岩国基地のFA-18ホーネットの高知沖墜落、オスプレイの名護海岸墜落など、重大事故が相次ぎ、不安が高まっています。国の説明を鵜呑みにせず、原因究明の徹底を求め、納得のいく説明があるまで配備を認めるべきではありません。

工している対策施設等へ影響が及ばないよう指導しました。

のコメント

防衛省の土地だからといって、ホタルの生息する自然環境や景観を好き勝手に破壊していいわけはありません。一旦売ってしまったら、後は見て見ぬ振りという市と県の姿勢には、憤りさえ感じます。

答弁 ① 施工35箇所、面積約5万8千㎡、工期29年7月末。用地の維持・保全と

上関原発立免許について

何年も経った後の

延長許可は不可能

質問

① 埋立免許の延長許可については、24年10月の申請時点で合理的理由があるかどうか判断するのが法律の常識です。申請後の状況変化を考慮する必要はあるのですか。

② 24年10月5日付の延長申請について、4年後の現在のエネルギー政策を根拠にして、23年8月3日付で許可することが法的に可能なのですか。

答弁

① 申請時点で土地需要があっても、申請後に

それが失われれば許可する必要はありません。従って、行政処分を行う現時点での正当事由の有無を判断する必要があります。

② 行政処分を行う現時点上関原発の国のエネルギー政策上の位置付けを確認するために審査を継続しました。必要な審査を行って4年経過しても、法律上問題ありません。



のコメント

議長不在の議会

10月末に手術をした畑原県議会議長が、1カ月の入院加療を経て11月30日の本会議初日に出席しました。議長席に座っている間も苦痛の様子で、退席の際には職員に抱きかかえられるという状態でした。



その後の議会には出席がかなわず、今回は議長不在の定例会でした。



質問のルール 都議会との比較

都議会で議員が内容を教えず質問するという意地悪をし、小池知事が対応に追われる一幕がありました。



私たちの質問内容は予め行政に通告され、それに基づき答弁が行われます。再質問（原則2回まで）は、お互いに原稿なしでその場の対応になり、議員も行政も力量を問われます。

政務活動費について

知事の責任でチェック、 前払いの見直しを

質問

① 議会事務局と会計課の役割も含め、政務活動費の支給方法と支給事務を行う議会事務局職員の間、誰の指揮監督を受けるのか教えて下さい。

質問

② 政務活動費の支給は、議会の権限ではなく、知事の予算執行権限に属するとすれば、県として収支報告書を独自にチェックし、前払い制度の見直しも検討すべきです。

答弁

① 議会事務局が交付決定し、会計管理局に対して支出命令が行われ、そこで交付要件を確認し議員に支払います。その際、議会事務局の職員は知事部局に併任され、知事の指揮監督を受けます。

② 条例により政務活動費の調査権限は議長にあり、議会事務局で収支報告書のチェックが行われます。毎四半期の

当初の免許期間が切れて何年も経った後に、過去に遡って期間を延長することは、法的に不可能です。黒を白と言いくるめる県の独りよがりにあきれてしまいます。

岩国に配備されるF-35Bの火災、それも機内の弾薬庫で発生。引退前の機種ならいざ知らず、最新鋭戦闘機のワイヤーも支持具の破損が原因という。県は米軍の発表に理解を示した。なぜ破損したかの説明はされぬままだ。これを

傍聴席

鶏呑という。県の問い質す能力の欠如としか言えない。口では県民の安全をいいながら、安全の確認もせず国の言いなり、いや米軍の発表のままを県民に知らせる。こんな県の姿勢は政府や米軍のメッセンジャーとしか思えない。

最初の月に交付するとされており、交付方法は議会で議論されるべきです。



のコメント

小池都知事が「政党復活枠」を廃止しましたが、予算の編成、執行は、法律上知事の権限であり、実際に政務活動費も知事の監督により支給されています。議会任せでなく、知事の責任で適正化に努めるべきです。

井原すがこ 後援会事務所

住所 岩国市今津町4-11-20
コーポ本 1階
電話 0827-21-9808
ブログ 「井原すがこの想い」
<http://blog.goo.ne.jp/sugako31>